

ダム高さの変更について

平成15年11月30日

独立行政法人水資源機構

ダム高さの変更について

1. ダム高さを変更し、減ずる場合、それにあわせて本体工事の数量及び工事費等が減少する。一方、ダム本体工事が、相当程度進捗している場合、既に出来上がった部分、或いは、出来つつある部分を、一旦、取り壊し撤去した後に、再度、変更後の計画で工事を再開する等の手戻り工事が必要となる。また、この手戻り工事による事業工期延長が必要となり、工事費以外に事務費などが増加する。



ダムサイト（平成15年9月撮影）



洪水吐き（平成15年11月撮影）

1. 平成8年11月21日の第10回徳山ダム建設事業審議委員会において、50,000千m³の容量を減ずる場合、ダム高さにして約4～5m下がり、20～30億円のオーダーで事業費が減ることをお答えしている。
当時は、ダム堤体や洪水吐きの工事が未着手であったため、手戻り工事は発生しない。



ダムサイト（平成9年8月撮影）

3. 今回、平成8年11月21日の第10回徳山ダム建設事業審議委員会と同様に、50,000千m³の容量を減ずるとすると、ダム高さが4m下がることとなる。

この時、ダム高さが下がることによる本体盛立工事、グラウト、洪水吐きコンクリートなどの数量減により、工事費が縮減する一方で、基礎掘削、コンクリート取り壊し撤去、再掘削、コンクリート再打設などの手戻り工事費及び手戻り工事による事業工期延長800日による事務費が増加することにより、約65億円の事業費が増加することになる。

(参考)

容量を50,000千m³減じた場合の試算値

- ・縮減工事費 △28億円
- ・手戻り工事費 57億円
- ・事務費等 36億円

合計 65億円の増